

津山市地域雇用創造協議会ホームページ作成等業務委託仕様書

1 業務名

津山市地域雇用創造協議会ホームページ作成等業務

2 目的

津山市地域雇用創造協議会（以下、「協議会」という。）は、地域企業の魅力アップを図るための生産性向上、自社製品開発・販売等による高付加価値化や採用力向上を目指した取組、また、子育て世代の女性など潜在的就業者に向けたリカレント教育に加え、求職人材のマッチングに取り組むことで女性や若年者の就業、U I J ターン希望者の移住にもつなげていく事業を推進している。

本事業では、デジタル化を促進し、地域の小規模・中小企業の活性化を図るとともに、地域求職者のスキルアップ並びに地域企業とのマッチングに注力する。

具体的には、地域の商工会議所、商工会、金融機関、大学・高専などと連携し、主にデジタル化をテーマとした各種セミナーや伴走型支援に取り組むことにより、魅力ある職場環境の拡充と雇用を確保する。また、それらを担うデジタル人材について、各種セミナーでスキルアップを図ったうえで、地域関連企業への就労や、アドバイザーによる個別マッチングを図る。

子育て世代の女性、若年者、U I J ターン希望者を中心とした求職者に対し、津山市地域雇用創造協議会の取組をわかりやすく伝えるためのデザイン性の高い魅力あるホームページを作成することを目的とする。

3 業務内容

本業務は、協議会ホームページを作成し、インターネット上で公開するとともに協議会ホームページを運営するためのシステムを導入し協議会に提供するものである。

システムの導入に当たっては、ネットワークを通じて協議会が必要とするサービスを提供することとし、サービスの提供に当たり必要となるサーバーは、協議会が別途、レンタルするものを利用することとする。

(1) 協議会ホームページの作成

新たにデザインを作成し、トップページはリンクを見やすく配置する。また、総ページ数は20ページ以内とする。

(2) 協議会ホームページに係るネットワークシステム構築

ア 基本仕様

(ア)公開するコンテンツは、インターネットを介してマイクロソフトがサポートするwindowsのバージョンに準拠し、多くのブラウザで閲覧可能であること

と。また、スマートフォンのブラウザでも表示可能であること。

- (イ) クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- (ウ) 公開するコンテンツについては、W3C規格を遵守するとともに、Webアクセシビリティを規定した日本工業規格（JIS）「JIS X 8341-3」を準拠すること。
- (エ) 公開するコンテンツについては、YAHOO! JAPAN、Google、Microsoft Edgeなどの検索エンジンにおける検索結果ページにおいて、表示順位の上位に表示されるようにすること。
- (オ) 協議会に提供する機能については、OSはWindows11以降、Internet Explorer11以降を使用して利用できること。
- (カ) ホームページのドメインについては、<https://tsuyama-koyou.jp/>を利用すること。
- (キ) ユーザー解析のためにアクセスログを取得できること。

イ コンテンツ作成及び機能

- (ア) デザインに関しては、受託業者に委託し、更新を行う。
- (イ) イベント開催などの簡易な内容のコンテンツに関しては、協議会担当者が協議会端末を使用して、管理者専用画面からログインし、容易にコンテンツの追加、変更、削除が行えること。
- (ウ) 協議会職員が操作するコンテンツは、タイトル、文章のほか画像、表、添付ファイル等が容易にアップロードできること。
- (エ) コンテンツ更新方法の手順書を作成し、事前にシミュレーションを協議会職員とともに行うこと。
- (オ) 作成したコンテンツは、公開前にプレビュー画面で確認できること。

ウ セキュリティ要件

- (ア) 本システムへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (イ) セキュリティ対策の要件

本システムにおいて、システムの不正利用防止のため、備えるべきセキュリティ要件は、次のとおりとする。詳細については、本市と受託業者において協議のうえ決定する。

a ユーザー認証

管理者専用画面でアカウント及びパスワードによる認証を行うこととし、パスワードは協議会で変更できる機能を有すること。

b アクセスログ取得機能

アクセスログ取得機能として、次の機能を備えること。

- ・ ページへのアクセスログを取得する機能を備えること。

c アプリケーションセキュリティ

- ・ 本システムで利用するアプリケーションのセキュリティホールやバグに対処するとともに、適切な設定変更を行い、初期設定のままでは利用しないこと。
- ・ メーカーから出されるセキュリティパッチなどについては、速やかに対応すること。対応作業については、協議会と協議の上、実施すること。

d その他のセキュリティ対策

- ・ その他の事項についても、「津山市個人情報保護条例」、「津山市情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

(3) ホームページの保守運用管理

ホームページの保守運用管理に必要な要件は、次の内容を想定しているが、その実施方法等を具体的に提案すること。

ア 平常時

協議会職員からのシステム操作に関する電話及びメールでの問い合わせに対し、速やかに対応すること。

イ 障害発生時

障害を検知した場合は、すみやかに一時対応を行うとともに、通常連絡先又は緊急連絡先に電話により障害箇所、影響範囲及び障害の現状を簡潔に報告すること。電話による連絡がとれない場合には、メールを活用すること。

4 独自提案

本仕様の定めのない内容であっても、本ホームページの設置目的に適うと思われる機能や方法等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

5 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 その他

本仕様の定めのない事項については、協議会と受託業者において協議のうえ決定する。